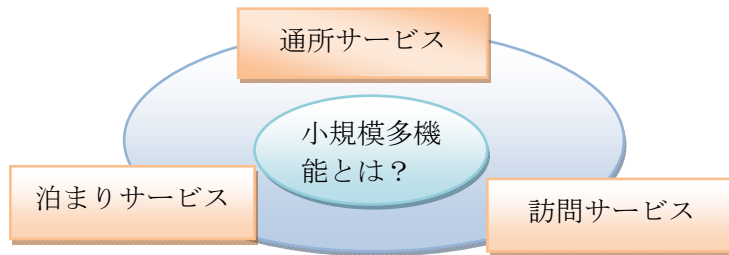




マネージメント・レター No.2  
小規模多機能型居宅介護とは



小規模多機能型居宅介護は、通所介護（デイサービス）を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護を受けることができる、一種のセットメニューのようなサービスです。

小規模多機能型介護には、さまざまなメリットがあります。通所介護（デイサービス）、ショートステイ、訪問介護を頻繁に利用する人は、このサービスを使うことを検討してはいかがでしょうか。

小規模多機能型居宅介護のメリットは、主に次の通りです。

- ・毎回、ケアプランを作り直さなくても、必要に応じてデイサービス、ショートステイ、訪問介護を臨機応変に選べる。
- ・1ヵ月あたりの利用料が定額なので、毎月の介護費用が膨らみ過ぎない。
- ・契約する事業者が一つなので、連絡などの手間が少ない。
- ・顔なじみのスタッフや利用者との交流がはかりやすい。

小規模多機能型居宅介護には利用定員が定められていて、1つの事業所あたり25人以下の登録制となっています。1日に利用できる通所サービスの定員は15人以下、泊まりは9人以下となっています。当然ながら、定員を超えている場合は、サービスを利用することはできません。

また、小規模多機能型居宅介護は介護保険サービスのなかでは「地域密着型サービス」と呼ばれる種類のもので、施設の所在地と異なる市区町村に住んでいる場合は利用できないことがあります。市区町村によっては、サービスの実施状況が異なるので、まずは地域包括支援センターや市区町村の介護保険課などで情報を集めましょう。

<医療費控除の対象となるサービス等の対価>

- 1・指定居宅サービス事業者（サービスを提供する事業者で都道府県知事が指定するものをいう）等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっています。
- 2・交通費のうち、通所リハビリテーションや短期入所療養介護を受けるため、介護老人保健施設や指定介護療養型医療施設へ通う際に支払う費用で、通常必要なものは医療費控除の対象になります。